

## 令和2年12月（第18回）教育委員会会議議事録

### 1. 開催の日時及び場所

令和2年12月22日（火）18:00～18:40

宇部市港町庁舎 3階会議室

### 2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

### 3. その他議場に参加した者

上村教育部長、床本参事、小林総務課長、長谷川学校教育課長同格、谷学校給食課長、半田学校給食課副課長

### 4. 傍聴者

なし

### 5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和2年12月18日の第18回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、重村委員から欠席の連絡がありましたが、3人の委員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、今回の資料と合わせて送付しました、11月18日の第17回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第17回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第51号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則制定の件」、「議案第49号 令和3年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」の2件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第51号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則制定の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第51号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則制定の件」について、説明します。施行日は条例と同じく令和4年4月1日となります。施行規則の内容については、第3条に給食の単価を定めています。小学生250円、中学生280円とし、従来通りの単価としています。第4条では、給食費の納付について詳細を定めています。納付月は、5月から翌年の3月までの11か月となります。第2項において、各月の納付額について定めています。第5条で納付期限について定めています。第6条では督

促について、第7条では減免について、第8条では還付及び充当について定めています。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員： 学校給食減免不承認決定通知書の様式が定められていますが、どのような場合に不承認とされるのでしょうか。

事 務 局： 学校を通じて減免申請書が提出されますので、不承認となるケースはほぼないと考えておりますが、規定にそぐわない申請が提出された場合のため、不承認決定通知書の様式も定めています。

委 員： これまでインフルエンザによる休校等が続いた際は、給食費の精算で対応ができていたと思いますが、コロナウイルス感染症についても同様の対応ということよろしいでしょうか。

事 務 局： 学級単位の閉鎖があった時は、学年末に日数を調整し、対応しています。

事 務 局： 本日欠席の委員から質問をお預かりしていますので、発言します。2点ありまして、まず1点目は、条例第9条の減免に関して、病気、事故等で5日以上の期間が対象となると定められていると思いますが、具体的にどのような申し出がありましたでしょうか。また、条例の定めにある期間の2日前までの申し出を行うことは可能なのでしょうか。2点目は、給食費の未納者は例年どの程度いらっしゃるのでしょうか。今年度の状況と、未納付者の傾向が分かれば教えていただきたいとのことです。

事 務 局： これまで減免の申請は学校で受け付けており、申請書等の提出は求めていませんでした。この度小中学校何校かに確認したところ、病気や交通事故による入院の事例がほとんどでした。また、通常不登校であっても給食は用意していますが、不登校が長期化し、保護者から給食を止めて欲しいという申請もあったようです。その他、里帰り出産の同行で休む事例もありました。突発的な事例では2日前に申請ということは難しいと思いますが、病気での入院は期日が決まっていることも多いと思いますので、事故等の場合は、事案が発生してからの申請ということになりますが、その場合、食材の発注の関係上、2日分の給食費をご負担いただくこととなります。三日目以降が減免となりまして、給食費を徴収しないということにさせていただきたいと思います。給食費の未納については、平成30年度分は30件、金額は983,668円、令和元年度分は25件、1,077,200円で、過年度分については、学校給食課で把握している学校給食センターと西岐波共同調理場の配送校小学校7校、中学校6校分ですが、平成30年度は17件で約66万円、令和元年度19件、867千円となっています。今年度については、未納分が確定していない状況です。未納者の傾向としては、特定の方がずっと滞納している傾向にあります。

教 育 長： 他にございますか。

委 員： ずっと未納のまま、卒業してしまうケースもありますか。

事 務 局： 学校においては、保護者会の際や、校長が家庭を訪問する等徴収の努力をされています。市としても、学校の了解を得て、督促、催告書の送付を行っています。それでもお支払いいただけない場合は、市からの臨戸訪問を行っていま

す。更に、市の債権管理部門と連携して、法的措置の検討をしています。

委員： 最終的には法的措置ということになるとと思いますが、回収はどの程度可能なのでしょうか。

事務局： 分割等で少しずつでも納付していただいておりますが、市外転居等された場合は、回収できない場合もあります。

委員： 長期間にわたり分割で納付されている家庭で、校長が何人も異動して、関わったことがない家庭に訪問して徴収したという話を聞きました。これは学校の業務ではないと思いますので、市がしっかり関与して、教職員が子どもに向き合える時間を増やして欲しいと思います。

教育長： それでは、「議案第51号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則制定の件」について、承認としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教育長： 次に、「議案第52号 令和3年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第52号 令和3年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」、説明します。令和3年度の人事異動方針について、県の異動方針と乖離するところはございませんが、本市独自の基準として、宇部市内の3つの学校群において、全ての学校群での勤務を一度は経験することを原則としています。内容については、例年の方針と同様となっています。

教育長： ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

委員： すべての学校群を経験するとありますが、北部地域は、学校が少なく教員数も少ないので、全てを経験することは難しいのでしょうか。

事務局： 教職員も3つの学校群については意識しており、異動を経験しなければならないと考えていますが、受け入れの関係がありますので、可能な限りということと考えています。

教育長： それでは、「議案第52号 令和3年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」、承認するというところでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 11月分の寄附の報告をします。11月5日、匿名の方から3,000円、小・中学校教育資金として、平成24年度から通算103回目の御寄附をいただきました。11月11日、宇部警察署からコロナ対策に配慮した交通安全・防犯教育に寄与するためとして、交通安全・防犯に係る啓発用DVDの御寄附をいただきました。

教育長： 他に何かありますか。

事務局： 成人式に変えて行われる「二十歳のつどい」について、コロナウイルス感染症の拡がりを受け、延期されるとの通知が12月18日にありました。経緯等については報道等で御承知のとおりですが、その後の具体的な対応について、報告します。まず、対象者の意見を聞くということで、全員に中止の案内はがき

を送付しますが、そこにQRコードを刷り込み、インターネット上でアンケートを実施する仕組みを考えているとのこと。その結果を踏まえ、ゴールデンウィークまたは夏休み期間に行うべきか等を検討したいとしています。

教 育 長： 他になにかありますか。

(全委員意見無し)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。